

6/26  
赤旗

「カーネ」で開かれていた核兵器禁止条約の第一回締約国会議(21～23日)が、「核兵器のなく世界への私たちの約束」と「核兵器のなく世界への私たちの約束」と題する「カーネ会議」と「カーネ」行動計画を採択し閉幕しました。初の締約国会議は「核兵器のない世界」に向けて希望ある力強くメッセージを残すものとなりました。

#### 楽観主義と決意をもって

カーネハイア侵略を続けるロシトが、核兵器使用の威嚇を繰り返し、他の核保有国も核戦力の維持・強化をかかる危険な慣習のやうで会議は開催されました。しかし、禁止条約の批准権は50%と増加しており、会議の議論は確実に満を持して明るいものとなりました。カーネ会議が「私たちの禁

規主義と決意をもって前進する」

と述べたのは、条約への支持の広がりを離れたものでした。

会議では、核抑止論がもはや成り立たず、核兵器の脅威を根絶するには、全面廃絶以外にならないと

## 「核なき世界」へ希望を示した

被爆者と被爆をもつて前進する「第6条」、そのための国際的協力を奨励し続ける「第7条」など条約運営の具体化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれまた、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

を攻撃してきました。しかし、会

議では、禁止条約が

核軍備の縮小撤廃に

向けた努力を義務づけたNPT第6条の

実践を促すものであり、二つの条

書者が、悲惨な体験を証言し、腫瘍も禁じてあります。ロシトの暴挙

への態度では、『過激派』のある

國々が「明示的であらう」と「暗示的

であるつゞ」あたぐかなな状況で

あります。あらゆる核の威嚇を

止めるNPTの開拓的

要です。被害者援助と環境回復

（第6条）、そのための国際的協

力を（第7条）なら条約運営の具体

化も始まりました。

アスツカをはじめ核大国はこれ

また、NPT（核不拡散条約）と

批評です。

核兵器の非人道性を改めて議論

の中心に据えたことが、会議の大

を擁護するなりと見て、禁止条約

&lt;p